鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療費助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）について、同表の第２欄に掲げる対象者が受ける同表の第３欄に掲げる治療に係る経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助対象経費と同表の第４欄に定める補助上限額とを比較して少ない額とする。

（交付申請及び実績報告の時期等）

第４条　本補助金の交付申請及び実績報告は、補助事業に係る費用の支払日の属する年度内に行わなければならない。ただし、妊孕温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請及び実績報告が困難であった場合には、翌年度に行うことができる。

２　規則第５条の申請及び規則第１７条第１項実績報告をしようとする者は、以下の書類を提出すること。

（１）妊孕性温存療法

ア　妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書兼実績報告書（妊孕性温存療法分）（様式第１－１号）

イ　鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第１－２号）

ウ　鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第１－４号）

エ　申請及び実績報告時に鳥取県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票

等）

オ　夫婦であることを証明できるもの（胚凍結の場合）

婚姻関係の確認手法等については、第４条第２項（２）エに準じることとする（ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第１－５号を用いること）。

（２）温存後生殖補助医療

ア　妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書兼実績報告書（温存後生殖補助医療分）（様式第２－１号）

イ　鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式２－２号）

ウ　申請及び実績報告時に鳥取県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票等）

エ　夫婦であることを証明できるもの（ウで夫婦であることが確認できる場合は省略可能）

（ア）法律婚の場合

・両人の戸籍抄本等

（イ）事実婚の場合

ａ　両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

ｂ　両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、ｃでその理由について記載を求めること。）

ｃ　両人の事実婚関係に関する申立書（様式第２－４号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認する。

（交付決定及び交付額確定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、規則第１８条第１項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から２０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業承認決定及び交付額確定通知書（様式第３－１号）によるものとする。

３　知事は第１項による額の確定を行った日から３０日以内に補助金を交付する。

４　審査は必要に応じて、がん生殖医療分科会において協議する。

５　審査の結果、申請及び実績報告内容が適正と認められないときは、その理由を付した鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業不承認決定通知書（様式第３－２号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月１２日から施行し、令和３年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年２月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年６月３０日から施行し、令和４年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年６月６日から施行し、令和５年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月２３日から施行し、令和７年度の補助事業から適用する。

別表１（第３条関係）

1 補助事業	妊孕性温存療法	温存後生殖補助医療
２ 補助事業の対象者	この事業の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。 （１）本事業申請及び実績報告時に、鳥取県内に住所を有する者。 （２）第３欄に定める対象となる治療の凍結保存時に４３歳未満の者。なお、第３欄（１）胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる。 （３）知事が指定する妊孕性温存療法実施医療機関（以下「妊孕性温存療法実施医療機関」という。）において妊孕性温存治療を受けた者。 （４）以下のいずれかの原疾患の治療を受けた又は受ける予定である者。 ア　「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療 イ　長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等 ウ　造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性 EB ウイルス感染症等	この事業の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。 （１）本事業申請及び実績報告時に、鳥取県内に住所を有する者。 （２）治療期間の初日における妻の年齢が原則４３歳未満である夫婦。なお、妻の年齢が４３歳以上の場合、鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要領（以下、「本事業実施要領」という。）の６（１）、６（５）及び６（６）は対象とするが、第３条、第４条及び本事業実施要領２に定める補助金の交付に関する事項は当面対象としない。 （３）知事が指定する温存後生殖補助医療実施医療機関（以下「温存後生殖補助医療実施医療機関」という。）において温存後生殖補助医療を受けた者。 （４）原則として、夫婦のいずれかが、本表の妊孕性温存療法の第２欄を満たし、第３欄に定める治療を受けた後に、本表の温存後生殖補助医療の第３欄に定める治療を受けた場合であって、第３欄に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる）。 （５）温存後生殖補助医療実施医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療

	エ　アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等 オ　がん等の治療により生殖機能が低下又は失う恐れがあると医師が診断した者。 （５）妊孕性温存療法実施医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また、前項の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。	に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。
３ 補助対象経費	妊孕性温存療法に係る以下のいずれかの治療の経費のうち、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。また、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成等、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。 （１）胚（受精卵）凍結に係る治療 （２）未受精卵子凍結に係る治療 （３）卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む） （４）精子凍結に係る治療 （５）精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	温存後生殖補助医療に係る以下のいずれかの治療の経費のうち、医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。また、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成等、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。 （１）本表の妊孕性温存療法の第３欄（１）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 （２）本表の妊孕性温存療法の第３欄（２）で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 （３）本表の妊孕性温存療法の第３欄（３）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 （４）本表の妊孕性温存療法の第３欄（４）又は（５）で凍結した精子を用いた生殖補助医療 ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>①夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
②借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
③代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
④夫、妻の両者が本表の妊孕性温存療法の第２欄を満たし、ともに第３欄に定める治療を受けた後に、本表の温存後生殖補助医療の第３欄に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第３欄の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。</td>
</tr>
<tr>
<td>４
補助上限額</td>
<td>治療毎の１回あたりの補助上限額については、下記の表の通りとする。
助成回数は、対象者一人に対して通算２回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算２回までとする。
<table>
<tr><th>対象となる治療</th><th>１回あたりの助成上限額</th></tr>
<tr><td>胚（受精卵）凍結に係る治療</td><td>３５万円</td></tr>
<tr><td>未受精卵子凍結に係る治療</td><td>２０万円</td></tr>
<tr><td>卵巣組織凍結に係る治療</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td>精子凍結に係る治療</td><td>２万５千円</td></tr>
<tr><td>精巣内精子採取術による精子凍結</td><td>３５万円</td></tr>
</table></td>
<td>治療毎の１回あたりの補助上限額については、下記の表の通りとする（詳細は別表２を参照すること）。
助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が４０歳未満である場合、通算６回（４０歳以上であるときは通算３回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠１２週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。
<table>
<tr><th>対象となる治療</th><th>１回あたりの助成上限額</th></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

	に係る治療	

本表の妊孕性温存療法の第３欄（１）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	１１万円
本表の妊孕性温存療法の第３欄（２）で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	３０万円 ※１
本表の妊孕性温存療法の第３欄（３）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	３０万円 ※１～４
本表の妊孕性温存療法の第３欄（４）又は（５）で凍結した精子を用いた生殖補助医療	３０万円 ※１～４

※１　以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は１１万円

※２　人工授精を実施する場合は１万円

※３　採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は１１万円

※４　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

別表２　補助上限額の詳細について

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（１）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
				胚移植	黄体期補充療法	
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円					

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（２）で凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	卵子解凍	採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
					胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	３０万円										
B　凍結胚移植を実施	３０万円										
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円										
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	３０万円										
F　受精できず、または、受精したが胚が発育せず	３０万円										

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（３）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	３０万円												
B　凍結胚移植を実施	３０万円												
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円												
D　人工授精を実施	１万円												
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	３０万円												
F　受精できず、または、受精したが胚が発育せず	３０万円												
G　採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	１１万円												
H　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	対象外												
I　排卵準備中、体調不良等により治療中止	対象外												

●別表１妊孕性温存療法の第３欄（４）又は（５）で凍結した精子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			(精子解凍)	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	３０万円												
B　凍結胚移植を実施	３０万円												
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	１１万円												
D　人工授精を実施	１万円												
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	３０万円												
F　受精できず、または、受精したが胚が発育せず	３０万円												
G　採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	１１万円												
H　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止	対象外												
I　排卵準備中、体調不良等により治療中止	対象外												